

令和 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 1 0 号

函館市温泉供給条例の一部改正について

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例

函館市温泉供給条例（昭和 4 3 年函館市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による料金の減免）

- 4 管理者は、令和 2 年 5 月 1 日において旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可（同法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業の許可を除く。）を受けている温泉使用者（同日において現に営業を営んでいる温泉使用者その他管理者が別に定める温泉使用者に限る。）が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により管理者が別に定める事由に該当する場合は、令和 2 年 5 月から 1 2 月までの月分として徴収する料金（現に営業を営んでいる期間その他管理者が別に定める期間に係る料金に限る。）を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたホテル等の事業を行う温泉
使用者に対する料金の減免に関する規定を整備するため